

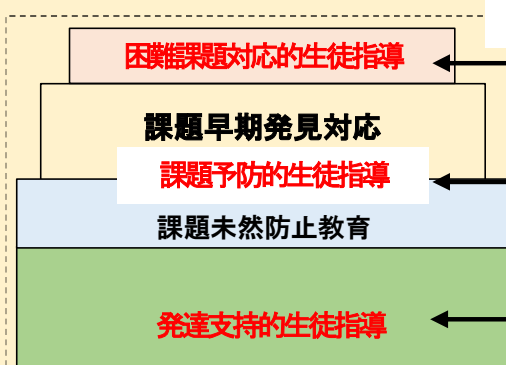
<特集1>

新しい生徒指導提要について

1 改訂の基本的な考え方

(1) これからの生徒指導

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～(答申)」等を踏まえ、目前の問題に対応する課題解決的な指導だけでなく児童生徒の発達を支え、「成長を促す」積極的な生徒指導を充実させる。



【重層的支援構造】

学校内では対応が困難な課題について、校外の専門家や関係機関等とも連携しながら対応する。
特定の課題を想定しつつ(いじめや自殺予防、非行等)、未然防止教育や早期発見・対応に資する取組を実施する。
特定の課題を想定せず、思いやりや共感性、自己理解力や課題解決力等を育成する。

(2) 個別の課題に関連する法規等の反映

いじめ、不登校、児童虐待等について制定されている法律や通知等を理解し、それらの根拠に基づいた対応や指導・支援を行う。

(3) チーム支援等の考え方の反映

児童生徒の理解を深め、学習指導と関連付けながらSC、SSWを含めた学校組織全体で生徒指導の充実を図るとともに、校外の関係機関等と連携・協働し、ネットワーク型支援チームによる組織的な対応を展開していく。「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(平成27年中央教育審議会)

2 個別の課題に関する主な内容

いじめ(第4章)

「いじめ防止対策推進法」(平成25年)に則り、積極的にいじめの認知を進めつつ、いじめの解消に向けた取組等、教職員一人一人の生徒指導力の向上、学校内外の組織的・迅速な対応が必要である。

<いじめの未然防止>

- 子供の人権意識を高め、道徳科や特別活動等がいじめをしない態度や能力を育てる。
- 「いじめ防止基本方針」を保護者・地域と共有し、学校内外でいじめ防止活動を行う。

<早期発見対応>

- 日々の健康観察、アンケート、面談等がいじめの予兆を捉える。
- 被害児童生徒の安全確保を最優先し、いじめ対策組織を構築する。

<重大事態に発展させないための困難課題対応>

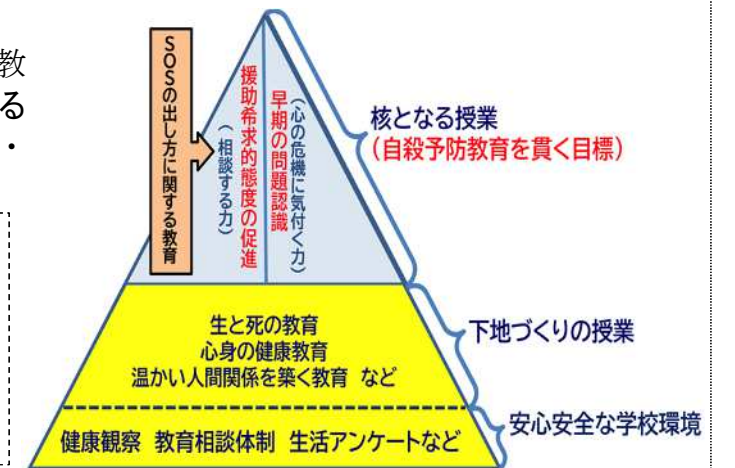
- 早い段階からSC・SSWを交えたケース会議で丁寧な見取りを行い多角的視点から組織的に対応する。
- 問題に応じて、警察等関係機関と連携を図る。

自殺(第8章)

命の大切さ等に係る教育を行うとともに、教職員一人一人の児童生徒のサインを受け止める力の向上と、自殺予防のための組織的な指導・相談体制の拡充を図ることが大切である。

<自殺予防教育>

- 「子供に伝えたい自殺予防」(平成26年文部科学省)における「核となる授業」を展開し児童生徒が自他の「心の危機に気付く力」と周りに「相談する力」を身に付ける。



校則(第3章6.1「校則の運用・見直し」)

校則は、学校が教育目的を実現するため、校長の権限で制定するものであり、地域の状況や社会の変化等を踏まえ、絶えず見直されることが必要である。

<校則の運用>

- 教職員が校則の背景や理由について理解し、児童生徒がその意味を理解し、自主的に校則を遵守できるように指導していく。
- 学校のHP等に公開したりして、制定した背景を示すことが重要。

<校則の見直し>

- 児童会・生徒会や保護者会を活用し、見直しの手続きを示すことが重要。
- 児童生徒の主体的な関与は、身近な課題を自ら解決するなどの教育的意義がある。

不登校(第10章)

全ての児童生徒にとって、学校、学級が安心・安全な居場所となるような取組を行うことが重要である。しかし、多様化する不登校に対しては、学校だけの力では十分な支援は難しくなっているのが現状である。その場合、不登校児童生徒への支援は、「登校する」という結果を目標にするのではなく児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すことが求められる。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定について(通知)」(平成29年文部科学省)

<魅力ある学校づくり>

- 安心・安全な居場所となる学級づくりや分かりやすい授業を実施する。
- 児童生徒がSOSを出す力を育てるとともに、教職員の受信力を高める。
- 教職員の相談力向上を図る取組を行う。

<個々の状況に応じた不登校支援>

- 児童生徒が安心して過ごせる場所を校内に確保し、組織的な支援のもと学習の機会を保障する。
- ICTを活用した教育機会を創出する。
- 本人に必要な関係機関(民間団体等)と情報を共有し連携体制を構築する。

性的マイノリティ(第12章5「性的マイノリティ」に関する課題と対応)

「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成29年に改訂され、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員が正しく理解し、学校として必要な対応を行うことが求められる。

<学校での支援>

- 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年通知)による、学校における支援事例を参考とし、個別の事情に応じて進める。
- 「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を保った支援を進める。